

関西医療大学 学 則

第 1 章 総 則

(大学の目的)

第 1 条 本学は、教育基本法の精神にのっとり、広く一般教養を高めるとともに、高い倫理観を養成し、より深い専門知識と技術を教授研究し、国民の保健に対する社会の要望に応えうる技術と能力を備えた人材の育成に努めることを目的とする。

(保健医療学部の目的)

第 1 条の 2 保健医療学部（本条において以下「本学部」という。）は、大学の目的にのっとり、保健医療に関わる医療人に求められる広い一般教養と高い倫理観を養成するとともに、より深い保健医療に関する専門知識と技術を教授研究し、保健医療に対する社会の要請に応えうる技術と能力を持つ人材の育成に努める。

2 本学部におく各学科の教育研究上の目的は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本学部はり灸・スポーツトレーナー学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養と高い倫理観を養成し、より深い東洋医学系物理的治療に関する専門知識と技術を教授研究し、質の高い鍼灸医学系の人材の育成に努める。
- (2) 本学部理学療法学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養と高い倫理観を養成し、より深い理学療法に関する専門知識と技術を教授研究し、質の高い理学療法士の人材の育成に努める。
- (3) 本学部作業療法学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養と高い倫理観を養成し、より深い作業療法に関する専門知識と技術を教授研究し、質の高い作業療法系の人材の育成に努める。
- (4) 本学部ヘルスプロモーション整復学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養と高い倫理観を養成し、保健と柔道整復に関する専門知識と技術を教授研究し、質の高い保健医療学系の人材の育成に努める。
- (5) 本学部臨床検査学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養・高い倫理観と高度な専門知識・技術をもとに臨床検査を遂行し、チーム医療の一員として社会に役立つ使命感を持った人材の育成に努める。

(保健看護学部の目的)

第 1 条の 3 保健看護学部（本条において以下「本学部」という。）は、大学の目的にのっとり、保健看護に関わる医療人に求められる広い一般教養と高い倫理観を養成するとともに、より深い保健看護に関する専門知識と技術を教授研究し、保健看護に対する社会の要請に応えうる技術と能力を持つ人材の育成に努める。

2 本学部保健看護学科は、前項の目的にのっとり、広い一般教養、豊かな人間性、及び高い倫理観を養成し、保健看護に関するより深い専門知識と技術を教授研究し、保

健看護の実践・教育・研究など広い分野で活躍できる質の高い人材の育成に努める。

(自己点検・評価)

- 第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 自己点検・評価を行うため、本学に自己点検・評価委員会を置く。
 - 3 自己点検・評価委員会に関して必要な事項は別に定める。

(個人情報の保護)

- 第 3 条 学生が本学に届け出た氏名、住所等の情報並びに在学中の記録等（以下「個人情報」という。）は、本学が行う教育及び学生サービス等以外の目的に利用してはならない。
- 2 個人情報は、本人の同意がある場合もしくは別に定める例外の場合を除いて、第三者に開示してはならない。

第 2 章 学科、学生定員及び修業年限

(学部、学科及び学生定員)

- 第 4 条 本学において設置する学部、学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
保健医療学部	はり灸・スポーツトレーナー学科	50名	200名
	理学療法学科	60名	240名
	作業療法学科	40名	160名
	ヘルスプロモーション整復学科	40名	160名
	臨床検査学科	60名	240名
保健看護学部	保健看護学科	90名	360名

(修業年限及び在学年限)

- 第 5 条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、再入学又は転入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 6 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第 7 条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 創立記念日 10月27日

(4) 夏期休業日 8月5日から9月15日まで

(5) 冬期休業日 12月21日から翌年1月10日まで

(6) 春期休業日 3月21日から3月31日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 4 章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第 9 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学
校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入
学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した
者を含む。）

(7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の

学力があると認めた者で 18 歳に達した者

(入学の出願)

第1 1条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第1 2条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第1 3条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 入学手続きの際に、保証人 2 名を届け出るものとする。

3 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編 入 学)

第1 4条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 2 項又は同第 177 条に規定する者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。以下同じ。）を修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(再入学、転入学)

第1 5条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(退 学)

第1 6条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(休 学)

第17条 学生は疾病その他やむを得ない理由により、引き続き2カ月以上修学することができないときは、学長に届け出て休学することができる。

- 2 疾病を理由とする休学届には医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 疾病その他特別の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は第5条第2項の在学年限に算入しない。

(復 学)

第19条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第5条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 在学中に死亡した者

第 5 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第21条 教育課程及び履修方法は別表第1のとおりとする。

- 2 学生は、他学部又は他学科の授業科目を履修して、修得した科目の単位を卒業に必要な単位に算入することができる。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて当該授業による教育効果、授業

時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、配当学年ごとに所定の単位を与える。

(学修の評価)

第25条 試験等の評価はS、A、B、C、D、Eをもって表わし、C以上を合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第26条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、60単位を超えないこととする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、前条により本学において修得したものと認定する単位数とあわせて60単位を超えないこととする。

(入学前の既取得単位の認定)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学又は短期大学等において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないこととする。

(本学以外での履修の許可)

第29条 学生が第26条又は第27条により本学以外において授業科目の履修を希望するときは、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で修得した科目及び単位の取り扱い)

第30条 本学以外において修得した科目及び単位の取り扱いについては、別に定める。

第 6 章 卒業等

(卒 業)

第31条 本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者については、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

(学 位)

第32条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

保健医療学部	はり灸・スポーツトレーナー学科	学士（鍼灸学）
	理学療法学科	学士（理学療法学）
	作業療法学科	学士（作業療法学）
	ヘルスプロモーション整復学科	学士（保健医療学）
	臨床検査学科	学士（保健衛生学）
保健看護学部	保健看護学科	学士（看護学）

第 7 章 検定料、入学金、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第33条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は別表第2のとおりとする。

(授業料等の納入期)

第34条 授業料等は別表第2に定める期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めことがある。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第35条 学期の中途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第36条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

2 ただし、在籍料を徴収することとし、その金額は別表第3のとおりとする。

(復学の場合の授業料等)

第37条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

2 休学期間が1年を超えて復学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(学年の中途中で卒業する見込みの者の授業料等)

第38条 学年の中途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第39条 納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第40条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員、技術職員、その他の職員を置く。

2 本学に必要に応じて副学長を置くことができる。

第9章 教授会

(教授会)

第41条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会は、学長及び当該学部の教授をもって組織する。

3 教授会の構成には、必要に応じ、教授以外の教職員を加えることができる。

4 学長は、教育研究に関する次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該学部教授会の意見を聴くものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について、意見を述べることができる。

6 教授会は、第4項に規定するもののほか、学長の指示する事項に対し、速やかに意見を述べなければならない。

7 学長が必要と認めた場合は、学部合同の教授会および特別教授会を開催することができる。

8 教授会の組織及び運営

に関して必要な事項は学長が別に定める。

第42条 (削除)

第10章 科目等履修生、外国人留学生及び研究生

(科目等履修生)

第43条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として学長が許可することがある。

2 科目等履修生の学費は別表第4のとおりとする。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

(研究 生)

第45条 本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として学長が許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(罰則)

第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 学生の懲戒に関して必要な事項は別に定める。

第12章 厚生及び保健

(厚生及び保健)

第48条 本学に厚生及び保健に関する施設を置く。

(健康診断)

第49条 職員及び学生のため、毎年1回以上健康診断を行う。

第13章 奨学制度

(奨学制度)

第50条 学長は、学業及び人格が特に優秀な学生に対して、学費の減免又は貸与等の特典を与えることがある。

附 則

1. この学則は平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成19年4月1日から施行する。

2. 平成18年4月1日以前の入学者が、平成19年4月1日以降施行の学則別表第1により履修する場合の学生納付金は、平成19年4月1日施行の学則別表第2の金額とする。

附 則

1. この学則は平成20年4月1日から施行する。

2. 改正後の別表第1（教育課程）の「1. 保健医療学部鍼灸学科」の規定は、平成20年4月1日以降の1年次入学者から適用する。ただし、改正後の別表第1に掲げる授業科目のうち、教授会が特に必要と認めた授業科目については、平成19年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

- この学則は平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第1条の2は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成21年度から平成23年度までの学生定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部	学科	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
保健医療学部	鍼灸学科	100名	—	400名	100名	—	400名	100名	—	400名
	理学療法学科	40名	—	120名	40名	—	160名	40名	—	160名
	ヘルスプロモーション整復学科	40名	—	80名	40名	—	120名	40名	—	160名
保健看護学部	保健看護学科	80名	—	80名	80名	—	160名	80名	8名 (3年次)	248名

附 則

- この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2（学生納付金）の「1. 保健医療学部 鍼灸学科」の規定は、平成22年4月1日以降の1年次入学者から適用する。

附 則

- この学則は平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の第1条の2第2項第1号、第4条、第32条、別表第1（教育課程）の「1. 保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科」、別表第2（学生納付金）の「1. 保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科」の規定は、平成24年4月1日以降の1年次入学者から適用する。
- 平成24年度から平成26年度までの学生定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部	学科	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
保健医療学部	鍼灸学科/はり灸・スポーツトレーナー学科	50名	—	350名	50名	—	300名	50名	—	250名
	理学療法学科	40名	—	160名	40名	—	160名	40名	—	160名
	ヘルスプロモーション整復学科	40名	—	160名	40名	—	160名	40名	—	160名
保健看護学部	保健看護学科	80名	8名 (3年次)	336名	80名	8名 (3年次)	336名	80名	8名 (3年次)	336名

- 改正後の別表第1（教育課程）の「1. 保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科」、「4. 保健看護学部 保健看護学科」、別表第2（学生納付金）の規定は、平成24年4月1日以降の1年次入学者から適用する。

附 則

- この学則は平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1（教育課程）の「1. 保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科」の規定は、平成25年4月1日以降の1年次入学者から適用する。ただし、改正後の別表第1に掲げる授業科目のうち、教授会が特に必要と認めた授業科目については、平成24年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1（教育課程）の「3. 保健医療学部 ヘルスプロモーション整復学科」の規定は、平成27年4月1日以降の1年次入学者から適用する。ただし、改正後の別表第1に掲げる授業科目のうち、教授会が特に必要と認めた授業科目については、平成26年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 平成27年度から平成29年度までの学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健医療学部	はり灸・スポーツトレーナー学科	50名	200名	50名	200名	50名	200名
	理学療法学科	60名	180名	60名	200名	60名	220名
	ヘルスプロモーション整復学科	40名	160名	40名	160名	40名	160名
	臨床検査学科	50名	150名	50名	200名	50名	200名
保健看護学部	保健看護学科	90名	338名	90名	340名	90名	350名

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 平成25年4月1日施行の附則2. の「教授会が特に必要と認めた授業科目については」を、「学長が特に必要と認めた授業科目については」に読み替える。

附 則

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1（教育課程）の「4. 保健医療学部 臨床検査学科」の規定は、平成28年4月1日以降の1年次入学者から適用する。ただし、改正後の別表第1に掲げる授業

科目のうち、学長が特に必要と認めた授業科目については、平成27年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. 平成30年度から平成32年度までの学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健医療学部	はり灸・スポーツトレーナー学科	50名	200名	50名	200名	50名	200名
	理学療法学科	60名	240名	60名	240名	60名	240名
	作業療法学科	40名	40名	40名	80名	40名	120名
	ヘルスプロモーション整復学科	40名	160名	40名	160名	40名	160名
	臨床検査学科	60名	210名	60名	220名	60名	230名
保健看護学部	保健看護学科	90名	360名	90名	360名	90名	360名

3. 改正後の別表第1（教育課程）の「5. 保健医療学部 臨床検査学科」の規定は、平成30年4月1日以降の1年次入学者から適用する。ただし、改正後の別表第1に掲げる授業科目のうち、学長が特に必要と認めた授業科目については、平成29年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

別表第1 教育課程（第21条・第31条関係）

1. 保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科

区分	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
総合教育科目	科学的思考の基盤	生命のしくみ	2	選択科目から6単位以上を選択
		物質と自然のしくみ	2	
		生命の化学	2	
		情報科学	2	
	人間と生活	生命倫理	2	必修3単位+選択7単位以上
		生涯スポーツI	1	
		生涯スポーツII	1	
		心と身体の健康	2	
		法の基礎知識（日本国憲法）	2	
		社会文化人類学	2	
		東洋思想	2	
		環境と健康	2	
		東洋医学と西洋医学	2	
		スポーツと健康	2	
専門教育科目	言語とコミュニケーション	英語表現法I	2	必修6単位+選択2単位以上
		英語表現法II	2	
		国語表現法	2	
		英語表現法III	2	
		中国語	2	
	専門基礎	人体の構造I	2	必修23単位+選択8単位以上
		人体の構造II	2	
		人体の構造実習I	1	
		人体の構造実習II	1	
		人体の機能I	2	
		人体の機能II	2	
		病因・病態学I	1	
		病因・病態学II	1	
		臨床医学I（医学総論）	1	
		臨床医学II（外科系）	1	
		臨床医学III（内科系）	2	
		リハビリテーション概論	1	左記以外で専門教育科目の選択科目20単位以上
		リハビリテーション各論	1	

区分		授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	専門基礎	衛生・公衆衛生学 I	1		左記以外で専門教育科目の選択科目 20 単位以上
		衛生・公衆衛生学 II	1		
		鍼灸のリスクマネジメント	1		
		医事法規	2		
		運動生理学		2	
		加齢医学（老年医学）		1	
		食品栄養学		1	
		疼痛動作の運動学		1	
		疼痛学		2	
		臨床心理学		2	
		運動器の解剖と機能		1	
		予防とコンディショニング I		1	
		予防とコンディショニング II		2	
		スポーツ心理学		1	
		トレーニング科学		1	
		バイオメカニクス		1	
	東洋医学系	スポーツ医学 I		1	
		スポーツ医学 II		1	
		スポーツ医学 III		1	
		スポーツリハビリテーション I		1	
		スポーツリハビリテーション II		2	
		スポーツと栄養		1	
		東洋医学総論	2		必修 34 単位 + 選択 6 単位以上
		鍼灸基礎実習 I (基礎実技)	3		
		鍼灸基礎実習 II (応用実技)	4		
		経穴学講義	1		
		経穴学実習	2		
		鍼灸理論 I (基礎)	1		
		鍼灸理論 II (応用)	1		
		東洋医学各論 I	2		
		東洋医学各論 II	2		
		鍼灸理学併用療法実習	2		
		鍼灸臨床実習 I (運動器系)	2		
		鍼灸臨床実習 II (神経系)	2		

区分	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目	鍼灸臨床実習Ⅲ（内科系）	2		左記以外で専門教育科目の選択科目
	鍼灸診察法Ⅰ	2		
	鍼灸診察法Ⅱ	2		
	鍼灸治療所実習Ⅰ	2		
	鍼灸治療所実習Ⅱ	2		
	鍼灸特殊治療法		2	
	伝統鍼灸学Ⅰ（澤田流）		2	
	伝統鍼灸学Ⅱ（経絡治療）		2	
	トリガーポイント概論		2	
	スポーツ鍼灸特論		2	
	経穴・臓象学		2	
	レディース鍼灸		2	
	美容鍼灸		2	
	現代鍼灸学		2	
	運動器の触察法		1	
	トリガーポイント鍼療法Ⅰ		1	
	トリガーポイント鍼療法Ⅱ		1	
	スポーツ鍼灸治療Ⅰ		1	
	スポーツ鍼灸治療Ⅱ		1	
総合領域	臓腑経脈治療Ⅰ		1	必修5単位+選択8単位以上
	臓腑経脈治療Ⅱ		1	
	中国手技療法		1	
	医学概論	2		
	総合演習Ⅰ	1		
	総合演習Ⅱ	2		
	導入教育		2	
	和漢診療学		1	
	医学推計学		1	
	アロマセラピー		1	
	アスレティックトレーナー概論Ⅰ		1	
	アスレティックトレーナー概論Ⅱ		1	

区分		授業科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
専門教育科目	総合領域	アスレティックトレーナーの役割		2		左記以外で専門教育科目の選択科目20単位以上
		健康運動実習Ⅰ		1		
		健康運動実習Ⅱ		1		
		健康管理学		2		
		健康づくり概論		2		
		応急処置実習		1		
		フィットネス実習Ⅰ		1		
		トレーナー見学実習		2		
		リハビリテーションプログラミング実習		2		
		スポーツ現場実習		2		
		スポーツリハビリテーション実習		2		
		トレーナー総合実習		2		
		アスレティックトレーナー総合演習		1		
		インターンシップ実習		1		
		課題研究		2		
卒業要件：区分ごとの履修要件を満たし、128単位以上を修得すること。						

2. 保健医療学部 理学療法学科

区分	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
科学的思考の基盤	生命のしくみ		2	科学的思考の基盤分野から 6 単位以上を選択必修
	物質と自然のしくみ		2	
	生命の化学		2	
	情報科学		2	
総合教育科目	生命倫理	2		人間と生活分野中、選択科目から 7 単位以上を選択し、10 単位以上を必修
	心と身体の健康		2	
	環境と健康		2	
	東洋医学と西洋医学		2	
	生薬の科学		2	
	スポーツと健康		2	
	生涯スポーツ I	1		
	生涯スポーツ II		1	
	スポーツ社会学		1	
	スポーツコーチング論		1	
	アスレティックトレーナー概論 I		1	
	アスレティックトレーナー概論 II		1	
言語とコミュニケーション	アスレティックトレーナーの役割		2	言語とコミュニケーション分野中、選択科目から 2 単位以上を選択し、8 単位を必修
	英語表現法 I	2		
	英語表現法 II	2		
	英語表現法 III		2	
	国語表現法	2		
専門教育科目	中国語		2	専門教育科目中、選択科目から 7 単位以上を履修し、104 単位を必修
	人体の構造 I	2		
	人体の構造 II	1		
	人体の構造実習	1		
	人体の機能 I	2		
	人体の機能 II	1		
	人体の機能実習	1		
	基礎運動学 I	1		
	基礎運動学 II	1		
	基礎運動学実習	1		
	人間発達学	2		

区分		授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	疾病の障害の成り立ち及び回復過程の促進	医学概論	2		
		衛生・公衆衛生学 I	1		
		衛生・公衆衛生学 II		1	
		病因・病態学 I	1		
		病因・病態学 II	2		
		免疫学		1	
		内科診断学	2		
		内科各論		2	
		外科診断学	1		
		外科各論		2	
		整形外科学	1		
		神経内科学	1		
		臨床心理学概論	1		
		心身医学		1	
保健医療福祉とリハビリテーション	小児・産婦人科学	加齢医学（老年医学）		1	
		皮膚科・感覚機能医学		1	
	麻酔蘇生学			1	
	食品栄養学			1	
	臨床生理学			1	
基礎理学療法学	医学推計学	医学推計学		1	
		リハビリテーション概論	1		
	運動療法概論	保健医療福祉概論	1		
		理学療法概論	1		
		運動療法概論 I	1		
		運動療法概論 II	1		
		運動療法概論実習	1		
		日常生活活動学	1		
理学療法評価学	動作分析学		1		
		感染管理学	1		
	評価学	安全管理学	1		
		評価学総論 I	1		
	評価学	評価学総論 II	1		

区分		授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
専門科目	理学療法評価学	評価学実習 I	1		
		評価学実習 II	1		
		検査測定学	1		
	理学療法治療学	骨関節疾患理学療法学 I	1		
		骨関節疾患理学療法学 II	1		
		骨関節疾患理学療法学 III	2		
		脳血管障害理学療法学 I	1		
		脳血管障害理学療法学 II	1		
		脳血管障害理学療法学 III	2		
		神経筋疾患理学療法学 I	1		
		神経筋疾患理学療法学 II	1		
		小児疾患理学療法学 I	1		
		小児疾患理学療法学 II	1		
		脊髄損傷理学療法学	1		
		老人理学療法学	1		
		内部障害理学療法学	1		
	地域理学療法学	義肢装具学	1		
		義肢装具学実習	1		
		物理療法学	1		
		物理療法学実習	1		
		総合理学療法学	1		
発展科目	地域理学療法学	地域理学療法学総論	2		
		地域理学療法学各論	2		
	臨床実習	臨床評価実習	2		
		理学療法臨床実習 I	6		
		理学療法臨床実習 II	6		
		理学療法臨床実習 III	6		
		理学療法臨床セミナー	2		
	発展科目	東洋医学概論	1		
		東洋医学と理学療法特論	1		
		神経難病理学療法特論	1		
		精神疾患理学療法特論	1		

区分		授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	発展科目	スポーツ理学療法特論	1		
		基礎ゼミⅠ	1		
		基礎ゼミⅡ	1		
		理学療法研究法	4		
卒業要件：区分ごとの履修要件を満たし、128単位以上を修得すること。					

3. 保健医療学部 作業療法学科

区分	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
科学的思考の基盤	東洋医療の基礎・導入教育	1		必修1単位
	科学の基礎		1	選択科目から 6単位以上を 選択
	生命のしくみ		2	
	生命の化学		2	
	統計学の基礎		1	
	物質と自然のしくみ		2	
総合教育科目	情報科学		2	
	生命倫理	2		必修3単位+ 選択7単位以上
	法の基礎知識（日本国憲法）		2	
	心理学		2	
	スポーツと健康		2	
	生涯スポーツⅠ	1		
	生涯スポーツⅡ		1	
	社会学		2	
	社会福祉論		2	
	教育学		2	
専門教育科目	言語とコミュニケーション	英語表現法Ⅰ	1	必修3単位+ 選択4単位以上
		英語表現法Ⅱ	1	
		英語表現法Ⅲ	1	
		英語表現法Ⅳ	1	
		医療英語	1	
		国語表現法	1	
		コミュニケーション学	1	
		手話	1	
専門基礎	人体の構造と機能及び心身の発達	人体の構造Ⅰ	2	必修13単位
		人体の構造Ⅱ	1	
		人体の構造演習	1	
		人体の機能Ⅰ	2	
		人体の機能Ⅱ	1	
		人体の機能演習	1	
		基礎運動学Ⅰ	1	
		基礎運動学Ⅱ	1	
		基礎運動学演習	1	
		人間発達学	2	

区分		授業科目名	単位数		備考
必修	選択				
専門基礎教育科目	専門基礎教育科目	医学概論	2		必修14単位+選択3単位以上
		衛生・公衆衛生学 I	1		
		衛生・公衆衛生学 II		1	
		病因・病態学 I	1		
		病因・病態学 II	1		
		臨床疾患学（内科）	1		
		臨床疾患学（外科）	1		
		整形外科学	1		
		神経内科学	1		
		臨床心理学概論	1		
		精神医学	1		
		画像解析学概論	1		
		加齢医学	1		
		皮膚科・感覚機能医学		1	
		免疫学		1	
		食品栄養学		1	
		臨床生理学		1	
		医療統計	1		
保健医療福祉	保健医療福祉	リハビリテーション概論	1		必修2単位
		保健医療福祉概論	1		
作業療法専門	基礎作業療法学	作業療法学概論	2		必修12単位
		作業療法理論	2		
		基礎作業学	1		
		日常生活活動学概論	1		
		精神疾患とその障害	1		
		小児期の疾患とその障害	1		
		作業療法管理学	1		
		動作解析学	1		
		作業療法安全管理学	1		
		作業療法総合ゼミ	1		

区分		授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	作業療法評価学	作業療法評価学総論	1		必修 7 単位
		身体障害作業療法評価学	1		
		精神障害作業療法評価学	1		
		発達障害作業療法評価学	1		
		老年期障害作業療法評価学	1		
		日常生活活動作業療法評価学	1		
		高次脳機能障害作業療法評価学	1		
	作業治療学	身体障害作業療法治療学	1		必修 20 単位
		身体障害作業療法治療学演習	1		
		精神障害作業療法治療学	1		
		精神障害作業療法治療学演習	1		
		発達障害作業療法治療学	1		
		発達障害作業療法治療学演習	1		
		老年期障害作業療法治療学	1		
		老年期障害作業療法治療学演習	1		
		日常生活活動作業療法治療学	1		
		日常生活活動作業療法治療学演習	1		
		高次脳機能障害作業療法治療学	1		
		高次脳機能障害作業療法治療学演習	1		
		内部障害作業療法治療学	1		
		義肢・装具学	1		
地域作業療法学	地域作業療法学	リハビリテーション支援機器概論	1		必修 4 単位
		就学・就労支援概論	2		
		セラピューティック・レクリエーション概論	1		
		認知行動療法	1		
		カウンセリング技法	1		
		地域作業療法学総論	2		
		地域作業療法学各論	2		

区分		授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
専門科目	臨床実習	臨床実習Ⅰ	1		必修22単位
		臨床実習Ⅱ	5		
		臨床実習Ⅲ	7		
		臨床実習Ⅳ	7		
		臨床実習評価セミナー	1		
		臨床実習総合セミナー	1		
	発展科目	表現思考型学習		1	必修4単位+選択3単位以上
		国際リハビリテーション学総論		1	
		国際リハビリテーション学各論		2	
		スポーツリハビリテーション概論		1	
		専門職連携概論	1		
		芸術療法概論		1	
		代替療法概論		1	
		東洋医学概論		1	
		キャリアサポートとワークライフバランス論		1	
		作業科学概論		1	
		英文献講読		1	
		研究法入門	1		
		研究法応用	2		
卒業要件：区分ごとの履修要件を満たし、128単位以上を修得すること。					

4. 保健医療学部 ヘルスプロモーション整復学科

区分	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
総合教育科目	東洋医療の基礎・導入教育	1		必修1単位
	科学の基礎		1	選択科目から6単位以上を選択
	生命のしくみ		2	
	物質と自然のしくみ		2	
	生命の化学		2	
	統計学の基礎		1	
	情報科学		2	
専門教育科目	生命倫理	2		必修3単位+選択7単位以上
	日本国憲法（法の基礎知識）		2	
	社会福祉論		2	
	社会学		2	
	心理学		2	
	スポーツと健康		2	
	生涯スポーツⅠ	1		
	生涯スポーツⅡ		1	
	教育学		2	
	英語表現法Ⅰ	1		
専門教育科目	英語表現法Ⅱ	1		必修5単位+選択2単位以上
	英語表現法Ⅲ	1		
	英語表現法Ⅳ		1	
	医療英語		2	
	国語表現法	1		
	中国語Ⅰ		1	
	中国語Ⅱ		1	
	コミュニケーション学	1		
	人体の構造Ⅰ	2		
	人体の構造Ⅱ	2		
専門教育科目	人体の構造実習	2		必修14単位
	人体の機能Ⅰ	2		
	人体の機能Ⅱ	1		
	人体の機能実習	1		
	運動生理学	2		
	基礎運動学	2		

区分		授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	疾病と傷害	病因・病態学 I	1		必修 11 単位
		病因・病態学 II	1		
		内科診断学	2		
		内科各論	1		
		外科各論	2		
		整形外科学	1		
		リハビリテーション論 I	1		
		リハビリテーション論 II	2		
保健医療福祉と柔道整復の理念		保健医療福祉概論	1		必修 7 単位
		柔道整復関係法規	2		
		衛生・公衆衛生学 I	1		
		衛生・公衆衛生学 II	1		
		柔道実技	2		
基礎・臨床整復学		整復学総論	2		必修 24 単位
		整復学各論 I	2		
		整復学各論 II	2		
		整復学各論 III	2		
		整復学各論 IV	2		
		整復学各論 V	2		
		整復学各論 VI	2		
		画像診断学	2		
		臨床整復学	2		
		整復総合演習 I	2		
		整復総合演習 II	2		
		整復総合演習 III	2		
整復実技		整復学実技 I	2		必修 18 単位
		整復学実技 II	2		
		整復学実技 III	2		
		整復学実技 IV	1		
		整復学実技 V	1		
		整復学実技 VI	2		
		整復臨床実習	1		

区分	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
整復実技	整復治療学Ⅰ（実技）	2		必修6単位+選択24 単位以上
	整復治療学Ⅱ（実技）	1		
	整復治療学Ⅲ（実技）	2		
	包帯学Ⅰ	1		
	包帯学Ⅱ	1		
専門教育科目	医学概論	2		必修6単位+選択24 単位以上
	健康管理学	2		
	リスクマネジメント論	2		
	高齢者ケア論		1	
	薬学概論		1	
	統合医療（代替医療）Ⅰ		2	
	統合医療（代替医療）Ⅱ		2	
	応急処置実習		1	
	臨床疫学		2	
	神経科学		1	
	中医学概論		2	
	医療経営学		2	
	子どもの健康と看護		1	
	救急医療と看護		1	
	動作分析学		1	
健康・スポーツ科学	臨床心理学概論		1	
	食品栄養学		1	
	健康づくり概論		2	
	健康運動実習Ⅰ		1	
	健康運動実習Ⅱ		1	
	健康スポーツ理論		2	
	アスレティックトレーナー概論Ⅰ		1	
	アスレティックトレーナー概論Ⅱ		1	
	スポーツトレーニング論		2	
	スポーツコーチング論		1	
	スポーツ社会学		1	
	フィットネス実習Ⅰ		1	
	フィットネス実習Ⅱ		1	

区分		授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	健康・スポーツ科学	スポーツ理学療法特論		1	
		アロマセラピー		2	
		マイオケア（トリガー理論）		2	
		リフレクソロジー		1	
		ヨガ		1	
		太極拳		1	
卒業要件：区分ごとの履修要件を満たし、128単位以上を修得すること。					

5. 保健医療学部 臨床検査学科

区分	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
科学的思考の基盤	東洋医療の基礎・導入教育	1		必修 1 単位
	生命のしくみ	2		必修 4 単位+選択 2 単位以上
	生命の化学	2		
	科学の基礎		1	
	統計学の基礎		1	
	物質と自然のしくみ		2	
総合教育科目	情報科学		2	
	生命倫理	2		必修 2 単位+選択 8 単位以上
	生涯スポーツ I		1	
	生涯スポーツ II		1	
	心理学		2	
	日本国憲法（法の基礎知識）		2	
	スポーツと健康		2	
	教育学		2	
	社会学		2	
	社会福祉論		2	
言語とコミュニケーション	英語表現法 I	1		必修 3 単位+選択 4 単位以上
	英語表現法 II	1		
	英語表現法 III	1		
	英語表現法 IV		1	
	医学英語		2	
	国語表現法		1	
	中国語 I		1	
	中国語 II		1	
専門教育科目	人体の構造 I	2		必修 24 単位 選択科目以外 2 で 0 専門位 教育上科目の
	人体の構造 II	1		
	人体の構造実習	1		
	人体の機能 I	2		
	人体の機能 II	1		
	人体の機能実習	1		
	公衆衛生学 I	2		
	公衆衛生学 II	2		
	生化学 I	2		
	生化学 II	2		

区分	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
基礎医学	生化学実習	1		左記以外で専門教育科目の選択科目20単位以上
	分析化学		2	
	病理学	2		
	病理診断学	2		
	薬理学		2	
	医用工学概論	2		
	医用工学実習	1		
専門教育科目	臨床検査学の基礎	1		必修56単位
	臨床検査機器の基礎	1		
	血液検査学Ⅰ	2		
	血液検査学Ⅱ	2		
	血液検査学実習	1		
	生理機能検査学Ⅰ	2		
	生理機能検査学Ⅱ	2		
	生理機能検査学Ⅲ	2		
	画像検査学	2		
	生理機能検査学実習Ⅰ	1		
	生理機能検査学実習Ⅱ	1		
	臨床化学検査学Ⅰ	2		
	臨床化学検査学Ⅱ	2		
	臨床化学検査学実習	1		
	一般検査学	2		
	一般検査学実習	1		
	放射性同位元素検査学	2		
	輸血・移植検査学	1		
	免疫検査学Ⅰ	2		
	免疫検査学Ⅱ	2		
	免疫検査学実習	1		
	基礎微生物学	1		
	微生物検査学Ⅰ	2		
	微生物検査学Ⅱ	2		
	微生物検査学実習	1		
	病理検査学	2		

区分	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
	病理検査学実習	1		左記以外で専門教育科目の選択科目20単位以上
	遺伝子検査学		2	
	遺伝子検査学実習		1	
	検査総合管理学	2		
	医療安全管理学演習	1		
	医療情報処理演習	1		
	関係法規	2		
	医動物検査学	2		
	医動物検査学実習	1		
	臨床病態学Ⅰ	2		
	臨床病態学Ⅱ	2		
	総合演習Ⅰ		3	
	総合演習Ⅱ		3	
	臨床病態学演習	1		
細胞診断学	臨床検査学特論		1	
	臨地実習		7	
	細胞診断学		2	
	細胞診断学実習		1	
	細胞診断学特論Ⅰ		3	
	細胞診断学特論Ⅱ		3	
	細胞診断学特別実習Ⅰ		3	
	細胞診断学特別実習Ⅱ		3	
	細胞診断学特別実習Ⅲ		3	
総合領域	細胞診断学特別実習Ⅳ		3	必修4単位
	細胞診断学特別実習Ⅴ		3	
	医学概論	2		
	食品栄養学		2	
	食品管理学		2	
	チーム医療学	2		
卒業要件：区分ごとの履修要件を満たし、128単位以上を修得すること。				

6. 保健看護学部 保健看護学科

区分	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
総合教育科目	東洋医療の基礎・導入教育	1		必修 1 単位
	科学の基礎		1	選択 6 単位以上
	統計学の基礎		1	
	情報科学		2	
	生命のしくみ		2	
	物質と自然のしくみ		2	
	生命の化学		2	
	生命倫理	2		必修 2 単位+選択 8 単位以上
	日本国憲法（法の基礎知識）		2	
	心理学		2	
専門教育科目	人間と生活	スポーツと健康		
	生涯スポーツ I		1	
	生涯スポーツ II		1	
	社会学		2	
	社会福祉論		2	
	教育学		2	
	言語とコミュニケーション	英語表現法 I	1	必修 4 単位+選択 3 単位以上
		英語表現法 II	1	
		英語表現法 III	1	
		英語表現法 IV	1	
看護専門基礎	医療英語		1	
	国語表現法		1	
	コミュニケーション学		1	
	手話		1	
	人体の構造 I	1		必修 21 単位+選択 4 単位以上 ※保健師選択学生は疫学 ・保健統計学演習・保健 医療福祉政策論は必修
	人体の構造 II	1		
	人体の機能 I	1		
看護専門基礎	人体の機能 II	1		
	生体を構成する物質とはたらき	1		
	人間の発達	1		
	日常生活活動学 (ADL)		2	

区分		授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育	看護専門基礎	看護にいかす病因・病態学	1		必修7単位+選択7単位以上 ※保健師選択学生は公衆衛生看護学分野の公衆衛生看護学研究を除く全ての科目と子育て支援論は必修 助産師選択学生は助産学分野の助産学研究を除く全ての科目と子育て支援論は必修
		看護にいかす疾病論Ⅰ(慢性)	2		
		看護にいかす疾病論Ⅱ(急性)	2		
		看護にいかす疾病論Ⅲ(精神)	1		
		看護にいかす疾病論Ⅳ(母性・小児)	1		
		看護にいかす疾病論Ⅴ(老年)	1		
		看護とくすり	1		
	看護専門基礎	食生活と健康		2	
		カウンセリング論		2	
		保健・医療・福祉制度論	2		
		疫学		2	
		保健統計学	2		
		保健統計学演習		2	
		保健医療福祉政策論		2	
看護専門	成育看護学分野	環境と健康		2	必修7単位+選択7単位以上 ※保健師選択学生は公衆衛生看護学分野の公衆衛生看護学研究を除く全ての科目と子育て支援論は必修 助産師選択学生は助産学分野の助産学研究を除く全ての科目と子育て支援論は必修
		公衆衛生学	2		
		看護学概論	2		
		看護活動と理論	1		
		フィジカルアセスメント	1		
		看護過程論	2		
		基礎看護技術論Ⅰ(共通技術)	1		
		基礎看護技術論Ⅱ(日常生活援助技術)	1		
		基礎看護技術論Ⅲ(診療の補助技術)	1		
		臨床看護実践論	1		

区分		授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	看護専門	成育看護学分野	小児看護方法論Ⅱ	1	
			小児看護展開論	1	
			母性看護学実習	2	
			小児看護学実習	2	
		臨床実践看護学分野	成人期の健康と看護	1	
			成人看護方法論Ⅰ（慢性期）	1	
			成人看護方法論Ⅱ（急性期）	1	
			成人看護方法論Ⅲ（回復期）	1	
			成人看護方法論Ⅳ（終末期）	1	
			成人看護展開論	1	
			心の健康と看護	1	
			精神看護方法論Ⅰ	1	
			精神看護方法論Ⅱ	1	
			精神看護展開論	1	
			成人看護学実習Ⅰ	3	
			成人看護学実習Ⅱ	3	
			精神看護学実習	2	
		老年・在宅実践看護学分野	老年期の健康と看護	1	
			老年看護方法論Ⅰ	1	
			老年看護方法論Ⅱ	1	
			老年看護展開論	1	
			老年看護学実習Ⅰ	2	
			老年看護学実習Ⅱ	2	
			在宅療養と看護	1	
			在宅看護方法論Ⅰ	1	
			在宅看護方法論Ⅱ	1	
			在宅看護展開論	1	
			在宅看護学実習	2	
			公衆衛生看護学概論	2	
			健康教育論	1	
			ライフサイクルと保健活動	2	

区分		授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育と専門展開	看護学分野	看護倫理学	1		
		看護マネジメント論	1		
		リスクマネジメント論	1		
		災害・国際看護論	1		
		研究方法論基礎	2		
		総合看護学演習	2		
		総合看護学実習	2		
	公衆衛生看護学分野	障害者と感染症の保健活動		2	
		家族看護論		1	
		公衆衛生看護支援論		1	
		公衆衛生看護計画論		2	
		学校保健論		1	
		産業保健論		1	
		公衆衛生看護管理論		1	
		公衆衛生看護学実習		5	
		公衆衛生看護学研究		2	
	助产学分野	助产学概論		1	
		助産診断・技術学Ⅰ（妊娠期）		2	
		助産診断・技術学Ⅱ（分娩期）		2	
		助産診断・技術学Ⅲ（産褥期）		2	
		助産診断演習		1	
		助産技術演習		1	
		助産管理Ⅰ		1	
		助産管理Ⅱ		1	
		助产学実習		1 1	
		助产学研究		2	
	看護学専門展開分野	救命救急看護学		1	
		クリティカルケア論		1	
		先端医療の現状		1	
		看護にいかすツボ刺激		2	

区分		授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	看護の統合と専門展開	看護学 専門展開 分野	看護にいかすアロマテラピー	1	
			看護にいかす手技療法	2	
			ボランティア論	2	
			子育て支援論	1	
			ケアマネジメント論	1	
			チーム医療論	1	
			看護学研究	2	
卒業要件：区分ごとの履修要件を満たし、128単位以上を修得すること。					

別表第2 学生納付金（第33条・第34条関係）

1. 保健医療学部 はり灸・スポーツトレーナー学科

項目	初年度	2年次以降	備考
入学金	200,000円	—	入学時のみ
授業料	1,200,000円	1,200,000円	前後期分納
施設費	600,000円	650,000円	前後期分納
納入期日	前期 4月20日 後期 10月20日 (納入期日が金融機関の休業日にあたる場合はその前日とする)		
入学検定料	30,000円	入学検定時のみ (大学入試センター試験利用入学試験は、10,000円)	

2. 保健医療学部 理学療法学科

項目	初年度	2年次以降	備考
入学金	200,000円	—	入学時のみ
授業料	1,200,000円	1,200,000円	前後期分納
施設費	400,000円	450,000円	前後期分納
納入期日	前期 4月20日 後期 10月20日 (納入期日が金融機関の休業日にあたる場合はその前日とする)		
入学検定料	30,000円	入学検定時のみ (大学入試センター試験利用入学試験は、10,000円)	

3. 保健医療学部 作業療法学科

項目	金額	備考
入学検定料	30,000円	入学検定時のみ (大学入試センター試験利用入学試験は、10,000円)
入学金	300,000円	入学時のみ
授業料	1,600,000円	前後期分納
納入期日	前期 4月20日 後期 10月20日 (納入期日が金融機関の休業日にあたる場合はその前日とする)	

4. 保健医療学部 ヘルスプロモーション整復学科

項目	初年度	2年次以降	備考
入学金	200,000 円	一	入学時のみ
授業料	1,200,000 円	1,200,000円	前後期分納
施設費	400,000円	450,000円	前後期分納
納入期日	前期 4月20日 後期 10月20日 (納入期日が金融機関の休業日にあたる場合はその前日とする)		
入学検定料	30,000 円	入学検定時のみ (大学入試センター試験利用入学試験は、10,000円)	

5. 保健医療学部 臨床検査学科

項目	初年度	2年次以降	備考
入学金	200,000 円	一	入学時のみ
授業料	1,200,000 円	1,200,000円	前後期分納
施設費	400,000円	450,000円	前後期分納
納入期日	前期 4月20日 後期 10月20日 (納入期日が金融機関の休業日にあたる場合はその前日とする)		
入学検定料	30,000 円	入学検定時のみ (大学入試センター試験利用入学試験は、10,000円)	

6. 保健看護学部 保健看護学科

項目	初年度	2年次以降	備考
入学金	200,000 円	一	入学時のみ
授業料	1,200,000 円	1,200,000円	前後期分納
施設費	400,000円	450,000円	前後期分納
納入期日	前期 4月20日 後期 10月20日 (納入期日が金融機関の休業日にあたる場合はその前日とする)		
入学検定料	30,000 円	入学検定時のみ (大学入試センター試験利用入学試験は、10,000円)	

別表第3 在籍料（第36条関係）

項目	金額	備考
在籍料	30,000円	1ヵ月につき

別表第4 科目等履修生納付金（第43条関係）

項目	金額	備考
登録料	20,000円	更新の場合は不要
授業料	20,000円	1単位につき